

平成28年度税制改正について (法人事業税・地方法人特別税・法人住民税)

平成28年12月 東京都主税局

1. 外形標準課税法人の税率の改正(法人事業税・地方法人特別税)

平成28年4月1日以後に開始する事業年度について、外形標準課税法人の法人事業税・地方法人特別税の税率が改正されました。平成27年度税制改正で定められた税率からさらに変更されましたのでご注意ください。

法人区分	税目・所得等の区分	税率(%)				
		平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度(B)	平成26年10月1日から平成27年3月31日までに開始する事業年度(A)		
外形標準課税法人 地方税法第72条の2第1項第1号イに規定する法人 〔資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える普通法人(特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く)〕	所得割 適用減税率	28年度 税制改正後	28年度 税制改正前			
		年400万円以下の所得	0.395 (0.3)	1.025 (0.9)	1.755 (1.6)	2.39 (2.2)
		年400万円を超え年800万円以下の所得	0.635 (0.5)	1.585 (1.4)	2.53 (2.3)	3.475 (3.2)
		年800万円を超える所得	0.88 (0.7)	2.14 (1.9)	3.4 (3.1)	4.66 (4.3)
	軽減税率不適用法人					
	付加価値割	1.26	1.008	0.756	0.504	
	資本割	0.525	0.42	0.315	0.21	
地方法人特別税		414.2	152.6	93.5	67.4	

※()内の税率は、東京都での適用はありませんが、地方法人特別税の基準法人所得割額の計算に用います。

2. 外形標準課税の拡大に伴う負担変動の軽減措置の見直し (経過措置)

平成27年度税制改正により創設された負担変動の軽減措置について、平成28年度税制改正において拡充が図られました(平成27年地方税法改正法附則第8条、平成28年地方税法改正法附則第5条)。

以下の①かつ②の要件を満たす場合、法人事業税額から一定額を控除します。

要件

- 調整後付加価値額^{※1} < 40億円
- 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度の場合
平成27年3月31日現在の税率(A)を適用した事業税額^{※2} < 基準法人事業税額^{※3}
平成28年4月1日から平成31年3月31日までに開始する事業年度の場合
平成28年3月31日現在の税率(B)を適用した事業税額^{※2} < 基準法人事業税額^{※3}

- ※1 付加価値額 × 12 ÷ 事業年度の月数(1月に満たない場合は1月とする)
 ※2 当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得(関係道府県に分割された後の金額、1,000円未満切捨て)に、それぞれ平成27年3月31日(平成28年3月31日)現在の規定による税率を乗じた金額(100円未満切捨て)の合計額
 ※3 当該事業年度の付加価値割、資本割、所得割の合計額

控除額の計算

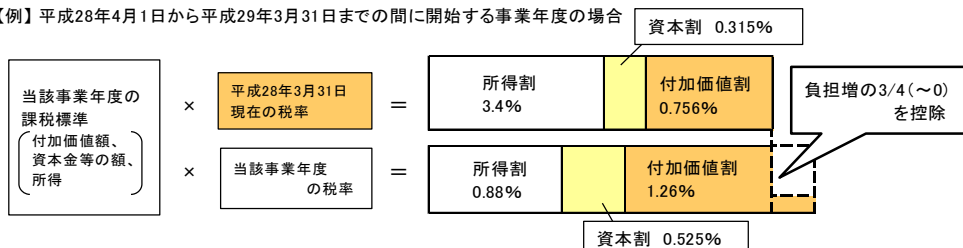
調整後付加価値額	控除額 ※4
30億円以下	(※3 - ※2) × 一定割合 ^{※5}
30億円超 40億円未満	(※3 - ※2) × 一定割合 ^{※5} × $\frac{(40億円 - \text{調整後付加価値額})}{10億円}$

※4 100円未満切上げ

※5 負担増の額に乘じる割合

下記期間に開始する事業年度	割合
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	1/2
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	3/4
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	1/2
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	1/4

【例】平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度の場合



3. 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

地方公共団体が行う地方創生事業に対して寄附を行った場合に、従来からの寄附金の損金算入措置(寄附額の約3割)に加え、その寄附金額の一部を、支出した事業年度の法人事業税額・法人住民税法人税割額及び法人税額から控除する仕組みが設けられました。制度の概要は以下の通りです。

要件

- 青色申告書を提出している法人であること
- 地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成28年4月20日)から平成32年3月31日までの間に、地方公共団体が行う、地方創生を推進する一定の事業^{*}に対して寄附金を支出したこと
^{*}地域再生法の認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業が対象

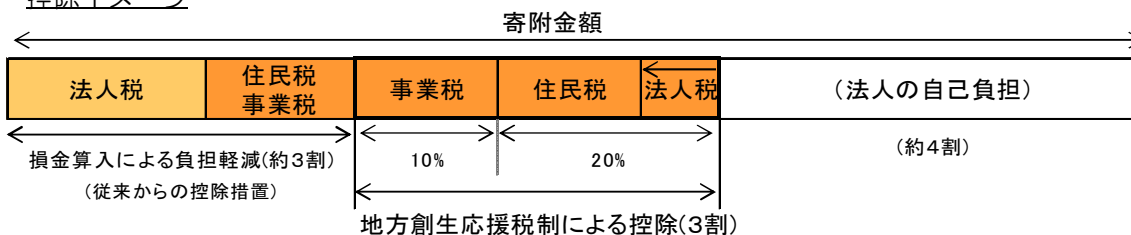
控除額の計算

- 控除額
 - ・法人事業税 寄附金額の10%
 - ・法人住民税 寄附金額の20%(道府県分5% / 市町村分15%^{*})
^{*}平成31年10月1日以後に開始する事業年度においては、道府県分2.9% / 市町村分17.1%
 - ・寄附金額の20%のうち法人住民税で控除しきれなかった分を法人税で控除(寄附金額の10%が限度)
- 控除上限額
 - ・法人事業税 法人事業税額の20%(平成31年10月1日以後開始事業年度は15%)
 - ・法人住民税 法人住民税法人税割額の20%
 - ・法人税 法人税額の5%

留意事項

- ◆寄附金額が10万円以上の場合に、税額控除の対象となります。
- ◆主たる事務所が立地する地方公共団体に対する寄附は対象となりません。
- ◆東京都、23区、一部の市町村に対する寄附は対象となりません。
- ◆2以上の都道府県又は2以上の市町村に事務所を有する法人は、以下のとおり各都道府県又は各市町村ごとの控除税額を按分します。
 法人事業税：課税標準の分割基準をもとに按分(地方税法附則第9条の2の2)
 法人住民税：課税標準の分割基準(=従業者数)をもとに按分(地方税法附則第8条の2の2)

控除イメージ



4. その他の主な改正事項

○地方法人特別税の廃止

平成31年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税が廃止され、法人事業税に復元されます。
 なお、平成31年10月1日以後に開始する事業年度について、東京都で実際に課する法人事業税の税率については、今後、東京都都税条例の改正により定められます。

○法人住民税法人税割の税率改正

平成31年10月1日以後に開始する事業年度から、法人住民税法人税割の税率が、以下のとおり引き下げられます。

	改正後		現行	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	1.0%	2.0%	3.2%	4.2%
市町村民税法人税割	6.0%	8.4%	9.7%	12.1%

なお、東京都において実際に課する税率については、東京都都税条例によって定められています。
 平成31年10月1日以後開始する事業年度に適用される税率は、今後、東京都都税条例の改正により定められます。